参　考　資　料

ページ

● ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会委員等名簿 … 1

● ねんりんピック宮城・仙台２０１２大会視察写真 … 3

● ソフトバレーボールリハーサル大会写真 … 8

● ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会会則 … 11

● ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会事務局規程 … 14

ねんりんピックよさこい高知2013　いの町実行委員会委員・役員名簿

平成25年5月1日現在（敬称略、順不同）

区分		所属団体	役職名	氏名		役職
主催者	1	いの町	町長	塩田　　始		会　長

区分		所属団体	役職名	氏名		役職
町議会（２名）	2	いの町議会	議長	土居　豊榮		
	3	いの町議会	民生環境常任委員会 委員長	畑山　博行		
体育・スポーツ関係団体 （５名）	4	いの町体育会	会長	尾﨑　有一	1	運営委員
	5	いの町スポーツ推進委員会	委員長	青地　三男	2	運営委員
	6	高知県ソフトバレーボール連盟	会長	池田　長廣	3	運営委員
	7	高知県ソフトバレーボール連盟	理事長	浜田　周一	4	運営委員
	8	高知県立青少年体育館	館長	西村　和博		
社会福祉関係団体 （３名）	9	いの町社会福祉協議会	会長	西岡　寅八郎	5	運営委員
	10	いの町老人クラブ連合会	会長	加藤　美代治	6	運営委員
	11	いの町民生児童委員協議会連合会	会長	町田　好徳		
教育関係（４名）	12	いの町小中学校校長会	会長	上杉　麻里		
	13	高知県立農業大学校	校長	横山　好史		
	14	高知県立伊野商業高等学校	校長	小松　啓起		
	15	高知県立高知追手前高等学校	校長	池　　康晴		
商工経済関係団体 （２名）	16	いの町商工会	会長	西岡　寅八郎	7	運営委員
	17	伊野製紙工業会	会長	刈谷　繁彦		
観光・農林水産関係団体 （２名）	18	いの町観光協会	会長	岡林　　弘	8	運営委員
	19	コスモス農業協同組合	伊野支所長	三宮　隆幸	9	運営委員
医療衛生関係団体 （５名）	20	いの医師団	会長	西村　孔佑		
	21	高知県歯科医師会	仁淀支部いの地区代表	森　　勝		
	22	吾川・佐川支部看護協会	いの地区委員	河本　麻紀		
	23	いの町食生活改善推進協議会	会長	吉良　征世	10	運営委員
	24	いの町健康づくり推進協議会	会長	西村　孔佑		
各種団体（３名）	25	いの町連合婦人会	会長	高瀬　科子		
	26	いの町区長連合会	副会長	松原　恒良		
	27	いの町子ども会連合会	会長	坂本　守正		
輸送・交通関係団体 （１名）	28	四国旅客鉄道株式会社	高知駅駅長 （伊野駅管理者）	山口　雅弘		
県・警察・消防・防災関係 （４名）	29	いの警察署	署長	岡﨑　順介		
	30	いの町交通安全指導員協議会	伊野支部長	須賀　不二男		
	31	仁淀消防組合	消防長	柏井　昭文		
	32	いの町消防団	団長	別役　隆雄		

ねんりんピックよさこい高知2013　いの町実行委員会委員・役員名簿

平成25年5月1日現在（敬称略、順不同）

区分		所属団体	役職名	氏名		役職
町行政（９名）	33	いの町	副町長	筒井　正典	11	副会長 運営委員長
	34	いの町	教育長	濱田　　啓		
	35	いの町	総務課長	山﨑　豊久	12	運営委員
	36	いの町	ほけん福祉課長	筒井　誠人	13	運営副委員長
	37	いの町	紙の博物館館長	別役　理佳		
	38	いの町	吾北総合支所長	市川　賢仁		
	39	いの町	本川総合支所長	堀地　　正		
	40	いの町	教育次長	山﨑　泰代	14	運営委員
	41	いの町	社会教育課長	山﨑　泰代		

区分		所属団体	役職名	氏名		役職
監事（２名）	1	いの町	代表監査委員	池上　寿之		
	2	いの町	出納室長	壬生　憲一		

主催者	1名		
町議会	2名		
体育・スポーツ関係団体	5名		4名
社会福祉関係団体	3名		2名
教育関係	4名		
商工経済関係団体	2名		1名
観光・農林水産関係団体	2名		2名
医療衛生関係団体	5名		1名
輸送・交通関係団体	1名		
各種団体	3名		
県・警察・消防・防災関係	4名		
町行政関係	9名		4名
委員構成数	41名	運営委員	14名
監事	2名		

ねんりんピック２０１２宮城・仙台大会視察記録

総合開会式の会場となった
仙台市陸上競技場。

開会式を終えた選手は
バスに乗りこみ、宿泊所へ移動。
各チーム監督は、
監督会議会場のある
加美町やくらい文化センターへ移動。

バスには町職員が添乗し
乗り間違い等がないか点呼で確認。

加美町やくらい文化センターでの
監督会議受付の様子。

対応は宮城県ソフトバレー
ボール連盟。

視察員は加美町が対応。

監督会議の様子。
宮城県ソフトバレーボール連盟、
加美町ねんりんピック事務局職員が
対応。

会議が終了すれば、
各チームの監督を宿泊所へ
計画輸送。

ソフトバレーボール大会
開始式の様子。

次期開催地代表として
筒井副町長も出席。

地元中学生による
マーチングバンドの
アトラクション。
選手は２階観覧席から観賞。

開始式、アトラクションが
終われればコート設営へ。

設営は宮城県ソフトバレー
ボール連盟役員が行う。

健康づくりコーナーでは
選手や観客の健康について
アドバイス。

救護室では、負傷した選手の応急措
置を行う。
テーピングコーナーでは選手からの
要望で、予防も兼ねテーピングの依
頼があり対応。

屋外にはおもてなしコーナー
（休憩所）を設置し、
地場産品で来場者をおもてなし。

左は牛鍋。
右は食後の茶菓子。

来場者は誰でも無料で
おもてなしを受けられます。

物産コーナーは
地場産品を中心に展開。

荷物にならないように
宅配業者も隣接。

地酒（写真左）
食品（写真右）などを販売。

加美町に依頼し、
次期開催地である
いの町の観光案内、土佐和紙など、
いの町の魅力をPRしました。

表彰式では成績順に整列。

各チームの先頭に並んでいるのは
学生ボランティア。（地元中学生）

（写真左）
表彰式では、
賞状、メダル、記念品等を
授与。

（写真右）
後ろでは、町職員が表彰
準備。
写真下に見えるのは
加美町独自表彰の記念品
である米俵30kg。

表彰式では、
筒井副町長による
次期開催地代表あいさつが行われ、
高知大会への引継ぎを行いました。

退場では連盟役員が２列に並んで
選手とタッチ。
笑顔で送り出します。

ソフトバレーボールリハーサル大会記録

いの町天王にある
青少年体育館入口で
選手受付。

監督会議では
各チーム監督に
競技にあたっての注意点等を
説明。

受付は町事務局で対応。

開会式での
大会会長あいさつ。

開会式には大会マスコット
キャラクターである
くろしおくんもかけつけ、
ねんりん・こうち体操で
準備運動を行いました。

試合風景。
白熱するコート。

試合が終われば、
お互いの健闘を称え、
両チーム選手による
握手を交わします。

試合結果の記入は
ソフトバレーボール連盟の
役員と、
町職員で連携して
行いました。

表彰式では、
本大会でも使用される
土佐和紙を使った
表彰状と、
いの町特産品を授与。

ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会会則

第１章　総　則

（名称）

第１条　この会は、ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　実行委員会の事務所は、いの町役場内に置く。

（目的）

第３条　実行委員会は、第26回全国健康福祉祭こうち大会において、いの町で開催される交流大会等(以下「大会等」という。)の円滑な運営を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第４条　実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

⑴　大会等の開催に必要な計画の策定に関すること。

⑵　大会等の企画及び運営に関すること。

⑶　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

⑷　その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第２章　組　織

（組織）

第５条　実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、いの町長をもって充てる。

３　委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

⑴　関係機関及び関係団体の代表者又は役職員

⑵　その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第６条　実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

⑴　副会長　　１名

⑵　運営委員　１４名以内

⑶　監事　　２名

２　副会長及び運営委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

３　監事は、会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。

（役員の職務）

第７条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

３　運営委員は、運営委員会を構成し、第１２条第７項に掲げる事項を審議する。

４　監事は、実行委員会の財務を監査する。

（任期）

第８条　委員及び役員の任期は、実行委員会設立の日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、第５条第３項１号及び第６条第３項に掲げる委員及び役員が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

（報酬）

第９条　会長、委員及び役員の報酬は、無報酬とする。

第３章　会　議

（会議の種類）

第１０条　実行委員会に次の会議を置く。

⑴　総会

⑵　運営委員会

２　前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

（総会）

第１１条　総会は、会長及び委員をもって構成する。

２　総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

３　総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

⑴　大会等の開催に係る基本的事項に関すること。

⑵　事業計画及び予算に関すること。

⑶　事業報告及び決算に関すること。

⑷　会則の制定及び改廃に関すること。

⑸　運営委員会への委任に関すること。

⑹　その他大会の開催運営に係る重要な事項に関すること。

４　総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとする。

６　会長が必要と認める場合、事前に送付した議案に対して書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

（運営委員会）

第１２条　運営委員会は、会長が指名する運営委員をもって構成する。

２　運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

３　委員長及び副委員長は、会長が指名する。

４　委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

６　運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。

７　運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

⑴　総会から委任された事項に関すること。

⑵　総会を招集するいとまがない緊急事項に関すること。

⑶　その他会長が必要と認める事項に関すること。

８　運営委員会は、前項各号に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の総会に報告しなければならない。

９　前条第４項、第５項及び第６項の規定は、運営委員会の会議について準用する。

第４章　会長の専決処分

（会長の専決処分）

第１３条　会長は、総会又は運営委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第５章　事務局

（事務局）

第１４条　実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第６章　会　計

（経費）

第１５条　実行委員会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（監査）

第１６条　監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

（予算及び決算）

第１７条　実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

２　実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第１８条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

第７章　解　散

（解散）

第１９条　実行委員会は、その目的が達成されたときに総会の議決により解散する。

２　実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、いの町に帰属するものとする。

第８章　補　則

（委任）

第２０条　この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この会則は、平成２４年６月６日から施行する。

（会計年度の特例）

２　実行委員会の設立当初の会計年度は、第１８条第１項の規定にかかわらず、実行委員会設立日から平成２５年３月３１日までとする。

ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会事務局規程

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この規程は、ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会会則（以下「会則」という。）第１４条第２項の規定に基づき、ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会事務局【以下「事務局」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２章　事務局

（設置）

第２条　事務局は、いの町ほけん福祉課内に置く。

（業務）

第３条　事務局は、ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を処理する。

（所掌事務）

第４条　事務局の所掌事務は、別表第１に掲げるとおりとする。

（組織）

第５条　事務局は、次に掲げる職員をもって組織し、職員は会長が委嘱する。

⑴　事務局長

⑵　事務局次長

⑶　事務局員

２　事務局の職員は、別表第２に掲げるいの町職員をもって充てる。

３　事務局に前項に掲げる職員のほか、必要に応じ、嘱託職員及び臨時職員（以下「嘱託職員等」という。）を置くことができる。

（職務）

第６条　事務局長は、ねんりんピックよさこい高知２０１３いの町実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

２　事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

３　事務局員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

４　嘱託職員等は、上司の命を受け、特定又は臨時の事務を処理する。

第３章　事務の処理

（専決事項）

第７条　事務局長は、会長の権限に属する事務のうち、別表第３に掲げる事項について専決することができる。

２　前項の規定にかかわらず、重要な事項又は異例な事項については、会長の決裁を受けなければならない。

（類推による専決）

第８条　前条に専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決

することが適当であると類推できるものについては、前条に準じて専決することができる。

（代決）

第９条　事務局長が不在（欠けた場合を含む。以下同じ。）のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

２　前項の規定にかかわらず、重要な事項又は異例な事項については、代決してはならない。ただし、特に指示を受けたもの又は緊急かつやむを得ないものについては、この限りではない。

（準用）

第１０条　この章に定めるもののほか、事務の決裁については、いの町の規程に準ずる。

第４章　文書及び公印

（文書記号及び番号）

第１１条　文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

２　記号は、当該文書の日付の会計年度に相当する数字の次に「ねんりんいの」とする。

３　番号は、会計年度による一連番号とする。

（文書の発信者名）

第１２条　発送文書は、会長名を用いなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

（公印）

第１３条　事務局で使用する公印の名称、形状、寸法及び書体は別表第４に掲げるとおりとする。

２　前項に定める公印は、事務局長が管理する。

（準用）

第１４条　この章に定めるもののほか、文書及び公印の取り扱いについては、いの町の規程に準ずる。

第５章　服務及び旅費

（服務）

第１５条　事務局職員の服務については、いの町の規程に準ずる。

（旅費）

第１６条　事務局職員の旅費の額及びその支給方法については、いの町の規程に準ずる。

（費用弁償）

第１７条　会則に定める会長、委員、監事及び実行委員会が必要と認める者が会務のため旅行するときは、必要に応じてその費用を弁償する。ただし、総会及び運営委員会の出席に要する費用は、この限りではない。

２　前項の規定により弁償する費用の額及び支給方法については、いの町の規程に準ずる。

第６章　財務及び会計

（予算の編成）

第１８条　事務局長は、あらかじめ会長が定めた方針に基づいて予算を編成するものとす

る。
（補正予算）
第１９条　事務局長は、予算の編成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、会長の承認を得て補正予算を編成することができる。
２　前条の規定は、補正予算について準用する。
（予算の流用）
第２０条　予算の流用は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、必要最小限度の範囲において行うことができる。
（出納員）
第２１条　事務局に出納員を置く。
２　出納員は、現金の出納、保管その他の会計事務に関する職務を行う。
３　出納員は、事務局次長をもって充てる。
４　出納員に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ事務局長が指名した事務局の職員が会計事務を行う。
（出納閉鎖）
第２２条　毎会計年度の出納は、翌年度の５月末日をもって閉鎖する。
（決算及び監査）
第２３条　事務局長は、毎会計年度終了後、収支決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。
２　会長は、前項の規定により決算関係書類の提出を受けたときは、監事の監査を受けなければならない。
（剰余金の翌年度繰越）
第２４条　毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない。
（金融機関の指定）
第２５条　現金の出納は、会長が別に指定する金融機関を通して取り扱うものとする。
（その他の処理）
第２６条　この章に定めるもののほか、財務、予算、契約、収入、支出の方法その他の財務及び会計に関する事項については、いの町の規程に準ずる。

第７章　補　則

（委任）
第２７条　この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項については、事務局長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２４年６月６日から施行する。

別表第１（第４条関係）

事　務　分　掌
1　事務局の人事、服務及び旅費に関すること。 2　事務局の組織、予算及び決算その他の財務に関すること。 3　諸規程の制定及び改廃に関すること。 4　文書の収受、発送及び公印の保管に関すること。 5　実施本部に関すること。 6　広報・啓発活動に関すること。 7　いの町が実施する関連イベントに関すること。 8　総会及び運営委員会に関すること。 9　ソフトバレーボール交流大会に関すること。 10　競技主管団体その他関係機関との連絡調整に関すること。 11　種目別開催要領及びプログラムの作成に関すること。 12　種目別式典に関すること。 13　消防及び防災対策に関すること。 14　宿泊及び輸送対策に関すること。 15　医事及び衛生対策に関すること。 16　その他ねんりんピックよさこい高知２０１３に関すること。

別表第２（第５条第１項関係）

事務局職名	いの町職員
事務局長	ほけん福祉課長
事務局次長	ほけん福祉課課長補佐（福祉担当）
事務局員	ほけん福祉課職員

別表第３（第７条関係）

専　　決　　事　　項
1　事務局の組織に関すること。
2　予算の編成及び決算の報告事項に関すること。
3　予算の執行及び財務に係る出納事務に関すること。
4　職員の事務分掌に関すること。
5　職員の服務に関すること。
6　職員の旅行命令及びその復命の受理並びに職員以外の者の旅行に関すること。
7　会議の開催及び運営に関すること。
8　いの町専決規程（平成16年いの町訓令第２号）に定める共通専決事項に準じること。
9　前各号に準じるもののほか、会長名をもってする軽易な事項

別表第４（第１４条第１項関係）

公印の名称	形状	寸法	書体
ねんりんピックよさこい高知２０１３ いの町実行委員会会長印	正方形	２７ミリ角	てん書